3　国民健康保険税
　国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を四三万円（改正前三三万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から一を減じた数に一〇万円を乗じて得た金額を加えることとした。（第五六条の八九関係）
4　その他
　徴収の猶予の特例の対象となる地方団体の徴収金の期日について、令和三年二月一日に改めることとした。（附則第三六条関係）
5　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六五号）（国土交通省）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とすることとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（国土交通省）

1　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（２において「法」という。）第一一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二〇分の一以上であるものの床面積を除く。２において同じ。）の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第四条第一項関係）
2　法第二七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が一〇平方メートルであることとした。（第一〇条関係）
3　この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行することとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六七号）（国土交通省）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四三号）の施行期日は、令和二年九月七日とすることとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二六八号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係
1　都市再生事業支援業務に係る設備の範囲は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であって、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとした。（第九条関係）
2　一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合することとした。（第一九条関係）
3　一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等は、次に掲げるものとすることとした。（第二〇条関係）
㈠　自転車駐車場
㈡　地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔
4　都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準について、情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与することとした。（第二五条第五号関係）
5　一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準について、居住者等利便増進施設又は情報提供看板等に関する技術的基準を準用すること等とすることとした。（第二六条関係）
6　都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲は、1に定める設備とすることとした。（第二九条関係）

二　都市計画法施行令の一部改正関係
1　地区計画において都市計画法（２及び３において「法」という。）第一二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域内において、行為に着手する日の三〇日前までに市町村長に届出を要する行為として、土石等の堆積を追加することとした。（第三八条の四関係）
2　地区計画において法第一二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域内において、市町村長に届出を要しない行為として、仮設の工作物の建設及び現に農業を営む者が農業を営むために行う土石等の堆積を追加することとした。（第三八条の五関係）
3　法第五八条の二第一項第五号の政令で定める行為について、法第五八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する法第五二条第一項本文に規定する行為を追加することとした。（第三八条の七関係）
4　市町村が定めるべき都市計画のうち、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画は、都が定めることとした。（第四六条関係）

三　都市公園法施行令の一部改正関係
1　地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設である建築物を設ける場合に関する都市再生特別措置法（２において「法」という。）第六二条の七第一項の規定により読み替えて適用する都市公園法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の一〇〇分の一〇を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとした。（第六条関係）
2　他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者に代行させない公園管理者の権限として、法の規定による都市再生整備計画の記載事項等についての協議等に係る権限を定めることとした。（第一〇条の二関係）
3　都市再生特別措置法施行令第一九条に規定するもの及び同令第二〇条各号に掲げるものの占用の期間について、一〇年とすることとした。（第一四条関係）

四　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係
1　宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処分として、都市計画法（２において「法」という。）第五八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分及び建築基準法第六〇条の二の二第三項ただし書の許可を追加することとした。（第二条の五関係）
2　宅地建物取引業者が宅地等の売買等の相手方等に対して契約が成立するまでの間に宅地建物取引士をして説明させなければならない事項として、法第五八条の三第一項及び建築基準法第六〇条の二の二第一項から第四項までの規定に基づく制限を追加することとした。（第三条関係）
　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係
　宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処分として、都市計画法第五八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分及び建築基準法第六〇条の二の二第三項ただし書の許可を追加することとした。（第七条関係）
　施行期日
　この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行することとした。

五　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係
　宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処分として、都市計画法（２において「法」という。）第五八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分及び建築基準法第六〇条の二の二第三項ただし書の許可を追加することとした。（第二条の五関係）
2　宅地建物取引業者が宅地等の売買等の相手方等に対して契約が成立するまでの間に宅地建物取引士をして説明させなければならない事項として、法第五八条の三第一項及び建築基準法第六〇条の二の二第一項から第四項までの規定に基づく制限を追加することとした。（第三条関係）

六　施行期日
　この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行することとした。

◇権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六九号）（法務省）

1　都市再生特別措置法（平成一四年法律第二二号）第一〇九条の一一に規定する登記を権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令（平成六年政令第二五八号）に規定する不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）の特例の対象に加えることとした。（本則関係）
2　この政令は、令和二年九月七日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正
1　地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、一部負担金に係る所得の額の算定方法について、給与所得を有する者の合計所得金額の算定に当たり、給与所得の金額から一〇万円を控除することとした。（第二七条の二第一項関係）